

令和8年度 むつ市離職者雇用奨励金制度

むつ市では、事業所の閉鎖等非自発的理由による離職者の再就職を支援するため、離職者を雇用した事業者に対し、労働者1人につき月額1万円の奨励金を交付します。

対象となる事業者

以下(1)~(3)全てを満たす事業者

- (1)市内に事業所があること
- (2)雇用保険適用事業の事業主であること
(ただし、国、地方公共団体等を除く)
- (3)市内に居住する右記対象労働者を雇用していること

※ただし、下記いずれかに該当する事業者は原則として対象となりません。

- △ 市税の滞納がある事業者
- △ 対象労働者との雇用契約締結日の直前の1年間で、対象労働者を雇用していた事業者と、資本、人事、取引等の状況からみて密接な関係にある事業者
- △ 対象労働者との雇用契約締結日の直前の1年間において、対象労働者を雇用していた事業者
- △ 風俗営業法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる事業者
- △ 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある事業者
- △ 前各号に掲げる者のほか、奨励金を交付するに当たり不適当と認められる事由がある事業者

対象労働者

下記全てに当てはまる方

- ✓ 前職を非自発的理由や契約期間満了等の自己の意に反して離職を余儀なくされた18歳以上64歳以下の方
- ✓ 雇入日が令和8年1月1日~令和8年12月31日の間
- ✓ 雇用保険の被保険者区分が1である
- ✓ 週の勤務時間が30時間以上の方
- ✓ 3か月以上雇用されていること

交付対象期間

- ・ 対象労働者を雇用した翌月から起算して最大6か月まで
※本制度の交付期間は令和9年3月末までとなります。令和8年10月以降の雇用については、雇用月の翌月から令和9年3月末までが交付対象となります。
- ・ 勤務日数が16日以上である月について交付します
- △ 雇用した月から3か月以内に対象労働者が離職した場合や対象期間中に解雇した場合は交付対象となりません。

Q&A

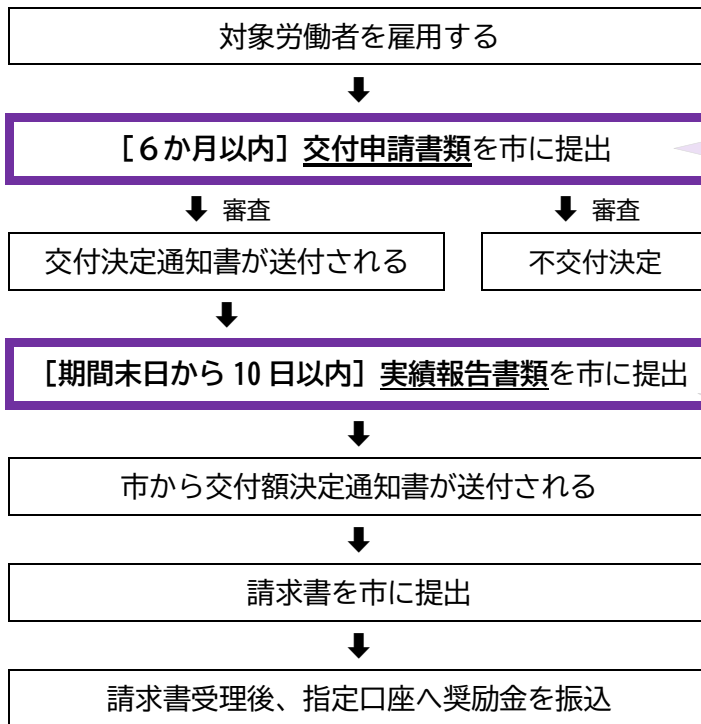
Q. 対象労働者は、何人まで申請が可能ですか

A. 人数制限はありません。

Q. 申請書類の提出期限はいつまで

A. 交付申請書(様式第1号)は、雇用した月から6か月以内に提出してください。裏面「提出スケジュール」を参考に書類の準備をお願いします。

申請の流れ



【交付申請：提出書類】

- ✓ 交付申請書（様式第1号）
- ✓ 市税に関する同意書（様式第2号）または市税の滞納がないことが確認できる書類
- ✓ 対象労働者の前職の離職理由・離職日を確認できる書類
- ✓ 対象労働者の雇用条件等を確認できる書類

【実績報告：提出書類】

- ✓ 実績報告書（様式第4号）
- ✓ 期間中に対象労働者が勤務した日数を証明する書類（出勤簿・賃金台帳等）
- ✓ 期間中に対象労働者が離職したときは、当該対象労働者の雇用保険喪失確認通知書の写し

提出スケジュール

労働者の 雇入月	交付申請書（様式第1号） 提出期間	実績報告書（様式第4号） 提出期限
1月	6月30日(火)まで	令和8年 8月10日
2月	7月31日(金)まで	9月10日
3月	8月31日(月)まで	10月10日
4月	9月30日(水)まで	11月10日
5月	10月30日(金)まで	12月10日
6月	11月30日(月)まで	令和9年 1月10日
7月	12月28日(月)まで	2月10日
8月	1月29日(金)まで	3月10日
9月	2月26日(金)まで	4月10日
10月	3月31日(火)まで	4月10日
11月	3月31日(火)まで	4月10日
12月	3月31日(火)まで	4月10日

提出様式は市ホームページをご覧ください

[むつ市離職者雇用奨励金](#)



【お問い合わせ・提出先】 むつ市商工観光部商工労政課

〒035-8686 むつ市中央1-8-1

☎0175-22-1111 内線2652・2653